

議 長 日程第4「議案第58号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第58号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定について。次のとおり、松田町健康福祉センターの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町健康福祉センター。所在地、松田町松田惣領17番地2。

2、指定管理者の名称等。名称、社会福祉法人松田町社会福祉協議会。代表者、会長 菅谷一夫。所在地、松田町松田惣領17番地2。

3、指定の期間。令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）。
令和2年12月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福祉課 長 それでは説明をさせていただきます。松田町健康福祉センターの指定管理者として社会福祉法人松田町社会福祉協議会と平成18年9月から3期間指定管理協定を結び、現在に至っております。今年度末に第3期目の期間が終了となり、今回改めて指定の手続を行うものでございます。選定に先立ちまして、条例の定めにより社会福祉法人松田町社会福祉協議会より必要書類の提出を受け協議を行ってございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料1を御覧ください。参考資料1のとおり、指定管理者選定申込書を令和2年11月5日に受理をいたしております。指定管理の対象施設の名称は、松田町健康福祉センター。所在地は神奈川県足柄上郡松田町松田惣領17番地の2でございます。

次のページをお願いいたします。指定管理施設運営事業計画書をお開きください。第1項に団体の概要として、資本金や事業内容などが記載されており、第2項に指定管理者としての基本姿勢が記載されております。右のページを御覧ください。管理運営の基本的な考え方として、組織体制であるとか人員、勤

務体制、1枚おめくりいただきまして人員の配置計画等が記載されております。その右ページには中段の6になります、危機管理対応として下、(3)になりますが、消防防災計画を定め、随時見直しをしつつ対応してまいります。

1枚おめくりいただきまして、その右ページの最下段になりますその他の欄でございます。新型コロナウイルス対策に対する感染症予防の拡大防止の記述も追加しておりまして、感染症予防にも対応してまいります。

1枚おめくりください。右のページ、様式3になりますが、年度ごとの指定管理施設収支計画書が5年分ございます。年度ごとの収支は、令和3年度は2,279万9,000円。1枚おめくりいただきまして令和4年度2,285万4,000円。令和5年度が2,302万9,000円。1枚おめくりいただきまして、令和6年度が2,320万6,000円。令和7年度が2,338万3,000円として計画され、5年間の合計で1億1,527万1,000円となります。年度ごとの増額要因につきましては、支出項目の3、入浴施設関係及び4、清掃業務関係の、現在シルバー人材センターが請け負っている業務の時間単価、約30円をそれぞれ増をしていく関係で、少しずつ増になっているものでございます。なお、収入の部の1、受託収入。町からの指定管理委託料の合計でございますが、9月議会で御議決を賜りました債務負担行為額と同額の9,909万6,000円でございます。

続きまして参考資料の2でございますが、指定管理者選定委員会委員長宛てに所管課長より選定の依頼をした書類でございます。

次のページ参考資料3といたしまして、その選定結果についての報告書を添付してございます。当センターは平成9年9月の完成より現在23年が経過をいたしております。修繕箇所も多くなっておりますことから、御議決を賜りました後には、建物のメンテナンスを含め、管理予定者と十分協議をしながら、適切に管理をしていくように、また新たに導入する木質バイオマスボイラーの稼働に当たっても、関係者とよく調整をして、業務に当たるようにしてまいりたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議	長	担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。
12番	大 舘	様式3の収支計画、5年間出ていますけども、収入の中でですね、町の受託

収入、入浴料、あとは雑収入だけでございますけれども、以前私がたしか評議員か何かで出席していたときにですね、収益事業を実質的に積極的に取り入れて、極力町の指定管理料を減らしていく努力をしたいというような話をたしか聞いたような覚えがあります。5年間全く変化なくですね、全て町の指定管理料で賄うということは、自助努力が足りないんじゃないかなと思いますけども、どういう指導をしているのかお伺いします。

福 祉 課 長 年間の収支計画書に基づきますと、議員御質問のとおり、町の受託収入と入浴料、また雑収入ということで、その3項目が主な収入の原資となっておりまして、健康福祉センターにつきましては自助努力で何か収益事業ということで、どうしてもそこ、雑収入の部分の、例えば自動販売機であるとか、そういったもので収入を得ながら、あとは利用料収入、入浴料の収入のほうをですね、少しずつ伸ばしていくというような努力をしまっているところでございます。この300万円の入浴料につきましては、平成の時代から加えるとですね、やはり少しずつ伸びているというところで、そこら辺は努力の結果なのかなというふうに私どもとしては見ております。今後も入浴施設のほうですね、工夫をしながら、コロナ禍においても工夫をしながら何とか収益を上げていくように努力をしまいたいと思います。以上でございます。

1 2 番 大 館 努力していきますって、分かりますけどね。あそこに、中にですね、カフェみたいなのがありますよね。あれらも一切稼働されてませんよね、たしか。そういう施設があるにもかかわらず利用されない。いろいろ福祉事業ですから制約があるかもしれない。知りませんが。その制約に触れない範囲内で、積極的に収益を上げる努力は必要だと思うんですよ。もう何年もあそこ、開いてないでしょ。できた当時はたしか、ずっと長い間あそこ営業していましたよね。その辺はどう考えてますか。

福 祉 課 長 入り口真正面、入って真正面のカフェスペースにつきましては、現在打合わせスペースとして利用しているのが現状でございます。今後カフェスペースとしてですね、収益を上げられるかどうかちょっと検討してまいりたいと思います。以上です。

1 2 番 大 館 打合わせスペースというのはほかに会議室とかあるわけですから、あそこ使

わなくてもね、済むわけだから。ただ、やっぱり少しでも町の持ち出しを少なくするための努力は、幾ら福祉事業だといえ、するべきじゃないですか。と思いますよ。言い方がいいか悪いか知りませんが、稼ぐことのできることは稼いで、少しでも町の負担を減らす努力はしてもらわなきゃいけないと思います。町できちっとそれなりに指定管理料は決められたものは頂けるんですけども、それでいいんじゃないくて、少しでも努力をする必要があると思うんです。ぜひそういう企業努力的なものも必要なのかなと考えますから、よろしくお願いします。

議 長 要望でよろしいですか。

12番 大 館 いいですよ。

議 長 答えは。（「はい。」の声あり）ほかにございますか。

5番 田 代 収支計画についてお尋ねします。この資料ですと、指定管理者の指定ですと6枚目になります。令和3年から7年までですか。5か年度ですから、丁寧に入ってます。これと同じ書き方が古民家の関係もそうですね。61号で出てる古民家も年度ごとに丁寧に入ってます。あとほかのものは比較的もう複雑でないんで、一括の一覧表になってると思います。今回出された指定管理者の関係で、56号から61号までで、健康福祉センターと安藤邸は一つ一つ年度ごとに別々に入ってます。今回、今、福祉課長のほうで丁寧に説明はありました。でも、この前に一括表というか一覧表をつけてほしいんですよ。年度ごとに説明ありましたけれど、一覧表がついてると一目瞭然でこの変化が分かるんですよ。特にまきボイラーを入れた関係で、今回受託収入の関係が、初めは5万5,000円増えた。令和4年度で前年度より5万5,000円増えた。翌年が17万5,000円増えた。その翌年も、17万7,000円でした。おのおの17万7,000円ずつ増えて、合計が58万4,000円増えてるんですよ。それに対して支出が入浴施設関係で、多分このボイラー関係と清掃業務が増えていってるのかなと。これがね、やっぱり数字に変化があるから、これだけ見てると説明はしてくれるんだけど、我々説明を受ける側にとっては分かりにくい。5年間の一括表の収支がついてればずっと入っていけると思うんですけども。そのことについてまず1点お伺いします。いかがでしょうか。

福祉課長 一覧表がついていると見やすいという御意見、大変もつともだと思います。申し訳ございませんでした。これは一覧表を…（「次回からでいい。」の声あり）すみません、申し訳ございません。全協等の資料で、事前に債務負担行為を受けるときに同じものをつけさせていただいてあったので、足りなかったことは大変申し訳ございませんでした。次回から気をつけたいと思います。

5 番 田 代 今私、自席で次回と言ってしまったんですけども、取りあえずこの、本日のね、終了までにその債務行為の負担表の、出した一覧表ね、頂ければありがたいと思います。よろしくお願いします。

もう1点。参考資料3になります。指定管理者の候補者の選定結果について。これについては選定委員長が副町長、行ってますので、副町長にお尋ねいたします。これも全部、56号から61号まで見させていただいて、どちらかっていうと収益的なものが絡むやまびこ館、ロウバイ、古民家については、選考委員会としての附帯意見がついてます。一方で今回福祉センターについては、今までどおりでしたら附帯意見はなくてもよろしいのかなと思うんですけども。今回新たにまきボイラー、入浴施設のまきボイラーを設置したわけです。特別委員会まで設置していろいろ議論した中で、心配な面もありました。例えばですね、まきをいっぱいたくさん搬入して、ボイラーまで入れるまでの間に、例えば寄の間伐材を使うとしたら、多分皮がすごい出ると思うんですよね。今まで油だったから、そんな汚れとかなかったんですけど、施設に下ろしてそこまで運ぶまで、結構私はね、現場を想像すると、杉の皮だヒノキの皮が出てくる。その辺がちょっと難しい問題なのかなっていう。ほかにもいろいろあると思うんですけど。それに対して、新規の事業です。ですからそこに、そういったことに対して何か発生した場合は協議するとかね、何かそういった言葉が入るべきではなかったと思うんですけど。これについては副町長、いかがでしょうか。

副町長 はい、ありがとうございます。選定委員会の中でもですね、その新規の事業についても委員の皆さんからですね、御意見は頂戴しております。その中でですね、やはり指定管理というところではですね、それともう一つ、収支についてもですね、委員さんから意見が出ました。今言った附帯意見にする内容も検討いたしました。一つには収支に関してはですね、ちょっと規則的な、役場

との規則的なことがあるもので、まず先に政策推進課、財政を含めてですね、担当課、福祉、社協。まずそこですね、もう一度規則の確認をした中でですね、その規則というのを整えていただいた中で、附帯意見というのをもう一度検討しろという、今回はつけませんでしたけども、まずそこを作業してくれというところで、担当課のほうには口頭でですが、その席で報告はさせていただきました。まきボイラーについては確かに議論はいたしました。新しい事業。ただ、ちょっとその内容、詳細な内容まではですね、選定委員会の中では、話合いの中で出ませんでしたので、今回についてはですね、特にその附帯意見というのはですね、つかないで決定をさせていただいたというところが経緯でございます。今後はその辺はですね、担当課の監督のもとでですね、しっかりとやっていかなければならないなというところでおります。以上でございます。

5 番 田 代 附帯意見はそういったことでなかったということなんですけれども。やはり指定管理者の指定っていうと、動きがないものは5年前の前例踏襲で結構なのかなと思うんですよ。やはり内容によっては、今回みたいに新しく投資的事業としてまきボイラーを設置して、相当な額を入れてるわけですからね。5年ごとに変化するときに、特に変わったもの、それについてはこれからも指定管理者の指定で出てくると思うんですけども。副町長のほうでね、かなりチェックされて執行されることをしていただきたいと。

あと1点、これはここの健康福祉センターではなくてほかのどこなんですけれども、今のお話に関連があるんで質問いたします。先ほどお話ししましたやまびこ館、ロウバイ、古民家、これについて一つ一つ見ていくと、附帯意見が、これはついてていいことなんですけど、お願いしますんですよね。全てお願いしますなんです。行政のほうでお願いするっていうのはどうなのかな。やはり例えばね、ここで言うと、古民家でいいかな。61号の古民家の一番最後のページを開いていただきたいんですよ。これは今回初めてスタートするわけですよ。地域との積極的な交流、連携をお願いします、そのあとは②も…。

議 長 田代議員に申し上げます。

5 番 田 代 すみません、同じ附帯意見ですから。

- 議 長 その項目はやまびこ館のほうでやってください。
- 5 番 田 代 ほかに全部絡んでいるんですよ。今お話しした附帯意見。これに関してるんで、一緒に足していただいて。あとはもうしません。
- 議 長 そのときじゃまずいですか。まだ、やまびこ館の説明もされてないので。
- 5 番 田 代 いや、まだ全て1個1個出てるから。…58号じゃない。58号もあるよ。分かりました。ではこのあとに、そのときに質問させていただきます。終わります。
- 議 長 その時点をお願いします。ほかにございますか。
- 1 番 唐 澤 教えていただきたいんですけれども。ページが4ページ目の14ですね。業務の再委託の禁止のところの表で、今現在の委託関係者の欄が出ているんですが。未定となっているところ、ございます、2か所。これがいつごろ決定されるのかというところを確認させてください。
- 福 祉 課 長 まきボイラー保守点検業務の委託先が未定になっていると。それがいつごろ決まるのかという御質問でよろしいでしょうか。こちらにつきましては、現在のところ、シルバー人材センターのほうにお願いをしようというところで計画をしております。もう、委託先はそのまま、この御議決を賜った後に協議をして決めていくということになるかと思えます。以上です。
- 1 番 唐 澤 分かりました、ありがとうございます。
- 議 長 よろしいですか。はい。
- 6 番 井 上 様式3ですね。収支計画書で、収支計画書につきましては令和3年度から令和7年度ということで出ておりますが。大分ですね、町からの指定管理委託料としてはですね、大きい金額が載っています。この収支計画書の中ではですね、それが受託収入ということで計上されております。この辺は実際に今後5年間で指定管理をするということしていくとですね、なるべくその辺というのは、町の持ち出しを少なくしていくということに踏まえまして質問をさせていただきますが。
- 例えば令和3年度の収支計画書では、受託収入が1,956万4,000円となっています。これをですね、令和元年度決算書で見ますと、1,678万円という金額で、令和2年度は決算はまだ出ておりませんが、1,871万4,000円で令和3年度の指定管理の収支計画書では1,956万4,000円と、大分ですね、100万円弱、80万円、

90万円というような金額が伸びています。これは先ほど令和3年度から7年度の中で、支出の中の賃金関係による微増というのはせいぜい10万とか20万とかそのぐらいのものだと思うんですけども、なぜこのように伸びていて、令和3年度からですね、5年間をもう100万円弱の金額を伸ばした金額を指定管理したのかということ。それはですね、収支計画書の下段の支出の欄で、令和3年度は2,279万9,000円という計画の支出額が載っていますが、これの決算額というのは私どもは決算書では見えない部分の金額になりまして。これは社会福祉協議会のほうのですね、決算を担当課のほうに報告があって、それを確認されてると思います。であるならばですね、その前3年間の決算額についてですね、お示しをしていただきたいというふうに思います。

福祉課長 今、すみません、手元に令和2年度の現在のところの収支しかないんですが。100万円伸びたというところの理由、一番大きい理由がですね、まきボイラーのメンテナンスというんでしょうか、保守点検の部分が年額20万円かかりますと。それが5年間で100万円伸びますというところで、前回との差の一番大きいところではそこが理由でございます。

6番井上 100万円というのは5年間でということでしょ。年間であれば20万ということですよ。そうじゃなくて、令和元年度の決算、社会福祉総務費の指定管理委託料の決算は1,678万円なんです。それとこの1,956万4,000円を比べると、もうそこで300万ぐらいね、差が出ちゃってるわけですよ。だからそれを確認をするためには、その下の下段、支出の額の2,279万9,000円。これは令和3年度の計画の支出予定額ですけども、その元年度、その前、その前という決算額を知りたいということ。なぜ令和元年度の1,678万円が1,956万4,000円と300万ぼんと上がるのか。その間には令和2年度がありますけれども、令和2年度の予算額でもですね、もう1,678万円から1,871万4,000円ということで、200万円ぐらいね、予算額でも伸びていると。基本的にはこういう施設管理の電気料、水道料とかって、設備の保守点検、あと入浴とか清掃関係にかかる人件費なわけですよ、賃金ですよ。ですからそんなに増える要素はなく、ただ単にこれらを社会福祉協議会からの収支計画の額として確認をしてやられたと思うんですよ。この指定管理の指定ということで、議案として提出されるので

あるから。であれば、その差額についての明確な説明があってしかるべきだ
というふうに考えますので、再度お願いをいたします。

福 祉 課 長 申し訳ございません。ちょっと今手元にございませんで、お時間頂いて調
べさせていただいてよろしいでしょうか。

議 長 それでは暫時休憩します。 (9時47分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (9時53分)

福 祉 課 長 それでは説明をさせていただきます。まず過去、前回の指定管理の期間中の
年度ごとの収支でございます。まず平成28年度が1,883万7,729円、1,883万
7,729円。平成29年度が2,017万4,355円、2,017万4,355円。平成30年度が2,039
万3,290円、2,039万3,290円。令和元年度でございますが、2,028万4,232円、
2,028万4,232円でございます。

議員御質問の支出のほうの増、要因でございますが、各支出の内訳を見ます
と、やはり入浴施設関係の部分のボイラー管理業務が、令和元年度の実績で見
ますと247万1,605円でございますので、ここの部分が令和3年度にかけては上
がっているのかなと。あと要因といたしましては、消費税の増税に伴いまして、
施設管理の保守管理業務等の部分が、やはり消費税増税に伴いまして少し伸び
ているというふうに分析しております。以上でございます。

6 番 井 上 28年度からのですね、決算を言っていただき、ありがとうございます。こ
れは基本的には予算ベースということのですね、理解をいたしました。今後と
もですね、なかなかこういう施設の管理で指定管理というですね、どうして
も施設の整備保守を採択をしてですね、ほかの業者に出すというですね、な
かなか言いなりの額になる場合というのがですね、多々想像されます。その辺
はですね、担当課のほうからチェックをしていただくということによってです
ね、またこれの、令和2年度の決算、令和3年度の決算がですね、削減でき、
この時点でもですね、最初の委託料とですね、決算額でどうしてもそこで差異
が出ると。そこは社会福祉協議会の努力によるものと。今後はですね、さらに
福祉課のほうもそういったチェック体制をですね、機能させていただきまして、
進めていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を打ち切って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を打ち切り採決を行います。議案第58号松田町健康福祉センターの指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。